

## 第8回：門前仲町・亀戸マップのまとめと活用方法

日時：11月28日（土） 13:30～16:30

会場：江東区文化センター 3F会議室

内容：門前仲町・亀戸マップのまとめと活用方法

- ・事務局でとりまとめたマップ案を見ながら、さらに内容を検討しました。
- ・また、マップの活用方法について検討しました。

プログラム：

13:30 あいさつ・本日の進め方・マップ素案の説明

13:50 1 【グループワーク】

- ・マップ素案の検討

15:00 ～休憩～

15:10 発表と意見交換

- ・マップの活用方法、今後のまちづくりへの課題

15:40 2 【講座】オリ・パラ競技施設のアクセシビリティ：川内美彦教授

16:20 事務連絡、アンケート記入

16:30 終了



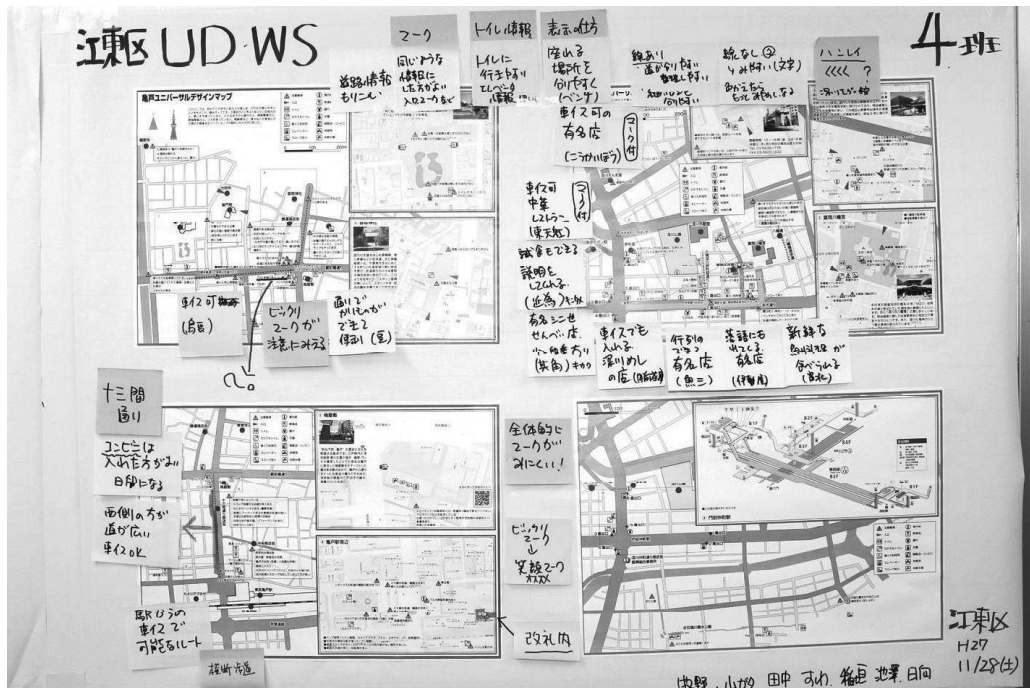
ワークショップ風景

## 1 【グループワーク】

マップ素案を元に、グループ毎に修正追加事項を検討しました。

### 進め方

- 1 各テーブルで、マップ素案を見ながら、記載したい情報を確認し、追加や修正をしてください。
  - なぜそのお店がオススメなのか
  - サイン情報
  - 写真
- 2 門前仲町、亀戸両案について、各テーブルの意見を確認します。
  - 全体のわかりやすさ（道路の表現 2案の比較）
  - 文字の大きさ
  - アイコン（絵文字）のわかりやすさ
- 3 マップの活用方策について自由に話し合ってください。



グループ毎に行ったまとめ（一部掲載）

### 主な意見

#### <掲載内容>

- 施設の解説等
  - ・説明文は精査する必要がある
  - ・拡大図の方向を合わせて欲しい
  - ・写真やイラストを入れる
- 店舗
  - ・再度調査が必要
  - ・BFでなくてもお店の人の気持ちがあれば良い

#### <デザイン>

##### ●道路の表現方法

- ・道路端のラインはナシ、面的表現が良い
- ・道路端ラインはあった方が見やすい

##### ●文字の配置

- ・道路上のコメントは読みにくい
- ・折り目を配慮してデザインする

##### ●アイコン

- ・▲黄色は良い意味にはとれない
- ・お勧めマークは別の表現を検討

---

## 2 【講座】「オリンピック・パラリンピック競技施設の アクセシビリティ」 川内 美彦教授

### 障害者権利条約

条約の目的：あらゆる障害のある人の尊厳と権利を守ること ⇒ 人権に関する条約他の者との平等

#### ●障害者権利条約

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」

#### バリアフリー法の仕組み

対象建築物の建築物特定施設と経路や標識、案内設備を基準に適合させること  
＝バリアフリー法においてバリアフリーとみなす

#### ●建築物特定施設に競技場の客席は含まれない。

→ バリアフリー法では、その建物でもっとも主要な目的の部分の近くまでは行けるが、肝心のもっとも主要な部分はカバーされていない。

### 国際パラリンピック委員会 (IPC) アクセシビリティガイド (現行は 2013 年 6 月版)

人権としてのアクセス：アクセスは基本的人権であり、社会的公正の基本である。社会的公正とは、人を個人として受け入れることであり、社会生活に完全に参加するための公平で平等な機会へのアクセスに関することである。

- ①車いす席
- ②同伴者席 (コンパニオンシート)
- ③付加アメニティ席 (Enhanced Amenity Seat)

車いすを使用していないが歩行に困難のある人向け。席の前方と側方に広めの場所を取る。

#### IPC の規定によるアクセシブルな席の数

車いす席は、オリンピック・パラリンピック大会以外のスポーツイベントでは、総座席数の 0.5% 以上。

オリンピック大会では総座席数の 0.75% 以上。

パラリンピック大会では総座席数の 1.0% から、特に車いす使用者が多いと考えられる車いす競技では 1.2% 以上。

同伴者席は車いす席と同数の 0.5 ~ 1.2% を、車いす席の後方ではなく横に設ける。

付加アメニティ席は、車いす席と同伴者席に加えて、総座席数の 1.0% 以上。

わが国のバリアフリー法では、観覧席のアクセシビリティに言及していない。

したがって、IPC のような観客席数の規定も存在しない。車いす席があるというだけでも評価に値するというレベル。

### IPCの規定によるアクセシブルな席の配置

アクセシブルな席は、競技場のさまざまな販売価格、観覧方向、エリアに提供しなければならない。他の観客と同様に、さまざまなエリアから席が選べるようにすべきである。

アクセシブルな席には、それぞれのエリアに、車いすで使える男女共用のトイレ、飲食物やグッズの店舗、ラウンジやエレベーターを設置するのが望ましい。

### IPCの規定によるサイトライン（同等の視線）

前の人が立ち上がった場合でも、車いす使用者が観戦できるようにするもの。

ただし、観戦中に観客が立ち上がる可能性が低い競技では、適用免除の可能性あり。柵・手すりやその他の障害物が、アクセシブルな席の利用者の視線を遮らないようにすべき。

#### サイトラインを考えると、車いす使用者の目の高さや頭の高さが必要

●目の高さ：車いす使用者の前に他の観客がいる場合

●頭の高さ：車いす使用者の後ろに他の観客がいる場合

眼高を女性の平均（105.8cm）で採った場合、女性の半数は見えない。

どの程度の人が高さ不適合になってもやむを得ないとするかを十分検討する必要がある。

### 情報のアクセス

各エリアのスピーカーの台数を増やし、一台当たりの音量を下げる

難聴の方に補聴支援機器

リアルタイムのオープンキャプション

手話通訳の提供

実況解説放送サービスの提供

### 非常時の一時避難エリア

屋外の安全な場所に行くのに一番近い出入り口が機械を使わないと使えない場合は、一時避難エリアを設ける。

車いす1台あたり最低850×1300で、2か所以上。

3階以上の施設内では遮煙されていること。

